

| 読 替 後 | 読 替 前 |
|--|--|
| <p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 復職等の日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数</u>（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあっては、基準号俸の号数に1を加えて得た数）に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号（1）において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号俸とする号俸。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数</u>に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号俸とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数</u>に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号俸</p> | <p>第一 規則第44条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復職時調整の要領について</p> <p>一 復職等の日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数</u>に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日）までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第39条若しくは第40条の規定による昇給又は人事院規則11—10（職員の降給）第5条若しくは第6条第2項の規定による降号（当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給又は当該降号を除く。次項第1号（1）において「昇給等」という。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数又は当該号俸の号数から当該降号の号俸数に相当する数を減じて得た数を号俸とする号俸。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数</u>に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号俸とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、<u>基準号俸の号数</u>に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号俸</p> |

とし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあるものにあっては、基準号俸の号数に1を加えて得た数）に國家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号俸とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇格日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員のうち当該復職時調整に係る休職等の期間の初日が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にあっては、基準号俸の号数に1を加えて得た数）に國家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第1項の規定により調整された後の号俸の号数から同項の規定の適用がないものとした場合の号俸の号数を減じて得た数に相当する数を加えて得た数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号俸とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

二～五 (略)

とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

二～五 (略)

3~8 (略)

3~8 (略)

